



Q: 北朝鮮や中国が攻めてきたら、丸腰じゃ平和は守れない

A：東アジアの国々と平和共存していくためには、戦争を放棄した憲法九条こそが大切です。武力で脅して平和を守れた試はありません。

Q:憲法と現実があまりにも乖離しすぎているのではないか

A：乖離しているのは、歴代の政府が憲法をないがしろにしてきたからです。憲法を現実に合わせるのではなく、現実を憲法（理想）に近づける努力こそが必要ではないでしょうか。

Q: 世界の平和を守るために、軍事貢献も必要ではないか

A：憲法九条を持つ日本が、平和外交でリーダーシップを発揮することが世界平和への最大の貢献です。

もし、憲法9条がなかったら……

諸外国、特にアジア諸国から信頼されない国になっていたことでしょう。そして、ベトナム戦争やイラク戦争などに、米軍の一員として軍隊を派遣し、再びアジアの人々を「殺し・殺される」国民になっていたことは明らかです。



郵便振替02710-0-41700「九楽の会・医療者の会」
<http://www.dosenkou.or.jp/yoyogijo/>

地址：北京市北区14西3-8号 邮政编码：(011)758-2648 FAX (011)758-4666

● 医療九条の会・北海道

能深多思于 (前臺兒科看護專門學校長)

第三十	一部	(原解放军大名堂教育局)	文印	便函5号	(北大名堂教育局)
三上一成	三上	(三上整体分析学院)	薄井	正道	(原北海道商学院)
中井秀紀	中井	(北海道医学会)	管野	保	(管野国际医院院長)

日本では、大江戸三藩主の争加賀国一揆による北越平定が成功した。「九条の会」で一派は蟄居して、國際平和のため北洋艦隊を率いて世界に躍進する。しかし、北洋艦隊の失敗後、露露の元老院、露法九条老臣は世界に躍進する。しかし、北洋艦隊の失敗後、露露の元老院、露法九条老臣は世界に躍進する。

医療九条の会・北海道

②前項の目的を達するため、課題等をどの他の
職能機関、乙机を保持する。國の文職機関、
乙机を認める。

(1) 日本国政府、上院議会院事会基調に、の国際化和を謀求する、国際的規範化を競争化、の国際化戦力をも威嚇するため武力の行使法、永久和平の実現を競争を解決する手段として、永久和平の実現を競争する

卷六

日本国憲法 第2章 獄争の放棄

医療従事者は、かつて
侵略戦争に積極的に加担した歴史も
徴兵されて無惨に命を奪われた歴史も、
持っています。
だからこそ、
”二度と戦争を起こしてはいけない”と
決意しています。

医療労働の実・北海道



110号乙種鐵鑄毛手刀
医療人材、
競爭に反対し、平和を愛する事す。

「九条の会」アピール

井上 ひさし（作家）

奥平 康弘（憲法研究者）

澤地 久枝（作家）

梅原 猛（哲学者）

小田 実（作家）

鶴見 俊輔（哲学者）

大江 健三郎（作家）

加藤 周一（評論家）

三木 瞳子（国連婦人会）

日本国憲法は、いま、大きな試練にさらされています。

ヒロシマ・ナガサキの原爆にいたる残虐な兵器によって、五千万を越える人命を奪った第二次世界大戦。この戦争から、世界の市民は、国際紛争の解決のためであっても、武力を使うことを選択肢にすべきではないという教訓を導きだしました。

侵略戦争をしつづけることで、この戦争に多大な責任を負った日本は、戦争放棄と戦力を持たないことを規定した九条を含む憲法を制定し、こうした世界の市民の意思を実現しようと決心しました。

しかるに憲法制定から半世紀以上を経たいま、九条を中心に日本国憲法を「改正」しようとする動きが、かつてない規模と強さで台頭しています。その意図は、日本を、アメリカに従って「戦争をする国」に変えるところにあります。そのために、集団的自衛権の容認、自衛隊の海外派兵と武力の行使など、憲法上の拘束を实际上破ってきています。また、非核三原則や武器輸出の禁止などの重要施策を無きものにしようとしています。そして、子どもたちを「戦争をする国」を担う者にするために、教育基本法をも変えようとしています。これは、日本国憲法が実現しようとしてきた、武力によらない紛争解決をめざす國の在り方を根本的に転換し、軍事優先の国家へ向かう道を歩むものです。私たちは、この転換を許すことはできません。

アメリカのイラク攻撃と占領の泥沼状態は、紛争の武力による解決が、いかに非現実的であるかを、日々明らかにしています。なにより武力の行使は、その国と地域の民衆の生活と幸福を奪うことしかありません。一九九〇年代以降の地域紛争への大国による軍事介入も、紛争の有効な解決にはつながりませんでした。だからこそ、東南アジアやヨーロッパ等では、紛争を、外交と話し合いによって解決するため、地域的枠組みを作る努力が強められています。

二〇世紀の教訓をふまえ、二一世紀の進路が問われているいま、あらためて憲法九条を外交の基本にすることの大切さがはっきりしてきています。相手国が歓迎しない自衛隊の派兵を「国際貢献」などと言うのは、思い上がりでしかありません。

憲法九条に基づき、アジアをはじめとする諸国民との友好と協力関係を発展させ、アメリカとの軍事同盟だけを優先する外交を転換し、世界の歴史の流れに、自主性を發揮して現実的にかかわっていくことが求められています。憲法九条をもつこの国だからこそ、相手国の立場を尊重した、平和的外交と、経済、文化、科学技術などの面からの協力ができるのです。

私たちは、平和を求める世界の市民と手をつなぐために、あらためて憲法九条を激動する世界に輝かせたいと考えます。そのためには、この国の主権者である国民一人ひとりが、九条を持つ日本国憲法を、自分のものとして選び直し、日々行使していくことが必要です。それは、国の未来の在り方に対する、主権者の責任です。日本と世界の平和な未来のために、日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、「改憲」のくわだてを阻むため、一人ひとりができる、あらゆる努力を、いますぐ始めることを訴えます。

2004年6月10日

「九条の会」は、平和を求める世界の市民と手をつなぐために、
憲法九条を動する世界に輝かせたいと考えます。